

守山市民のための守山図書館のあり方と、
指定管理者制度導入についての意見書

平成18年12月11日

守山市図書館協議会

目 次

はじめに	1
1 市立図書館は守山市民の財産	2
2 市民のための図書館像	3
(1) 豊かな暮らしに役立つ図書館	3
(2) みんなの居場所としての図書館	3
(3) 市民が主役のまちづくりに生かせる図書館	3
(4) 市民と共に育ち、市民が育てる図書館	3
* 市民の声	4・5
3 図書館への指定管理者制度の導入についての考察	6
おわりに	7
図書館資料（別添）	

はじめに

平成18年3月、平成17年度第3回図書館協議会・視聴覚ライブラリー協議会（以後、図書館協議会と記す）がもたれた。参加委員の多くはその折に始めて図書館も指定管理者制度導入の対象になっていることを知らされた。この場では、委員の受け止め方に温度差があり、協議会としてまとまった動きはなかった。

平成18年6月、平成18年度の第1回図書館協議会において、指定管理者制度導入の状況についての質問が委員より出て、市当局の説明を聞かせることができた。この時点で協議会委員は、事の重大さと自分達の知識不足を認識し、「もっと指定管理者制度について学習し、守山図書館の将来像を考え、県内外の図書館にも情報を求めよう。」と話し合った。そして、従来は年3回の図書館協議会だったが、任意に集まる日を増やし、またそれぞれの考えを文書化し、周囲にも意見を求めるようにした。

時間的制約があり、十分に市民の意見を反映したとは申し上げかねるが、あらゆる観点から、図書館協議会は、守山市立図書館は指定管理者制度の導入にはなじまないとの結論を得た。市民にとっての図書館の使命、図書館サービスの質的向上、図書館サービスの継続的な発展性の確保に、本質的にそぐわないとの意見である。

図書館は市民の文化センターとしてまちづくりに貢献することこそ存在意義がある。守山市の将来を見越した運営・文化の継承を考えると、厳しい財政状況であっても、これまでに重ねられた図書館サービスの継続・市民の望む図書館の実現のために、指定管理者制度の導入は慎重に判断すべきであり、そのため当協議会の見解をまとめ、ここに意見書として提出する。

1. 市立図書館は守山市民の財産

守山市立図書館は、1978年一市民の市議会への手紙によって動き始め行政と市民が議論を重ねて創られた図書館で、後の、草津・栗東・野洲など周辺市町村の図書館設立への先鞭をつけたと自負している。とりわけ、児童図書については、将来の守山を担う子どもたちに良書をと、代々の館長・司書たちの工夫と努力が根を張っている。各学校とも連携して、子どもの教育機関としても見るべきものも多くある。また地域の資料も大切に収集され、なお且つ、市民に利用されやすい状態で提供されている。

図書館は、乳幼児からお年寄りまで、住民すべての自己学習・自己教育を支え地域文化の創造にかかわる場であり、地域の情報拠点として、市民の生活に必要なさまざまな情報を提供する施設でもある。また図書館には、知りたい情報を探すのを手助けする「レファレンス」という大切な業務がある。パソコンのデータベースで書名にテーマを見つけても、関連資料までたどりつくには、司書の豊かな経験と勘が必要だ。有能な「司書」もまた人的財産である。情報の水先案内人は司書にほかならない。

カウンターは、利用者の多様な要望が直接告げられるところである。それを的確にキャッチして、選書や図書館運営に結びつけ、必要なら県立図書館・国会図書館までも検索して市民の要望に応じてくれる。千差万別の市民に日々向かい合う司書の責任は重く、目立たないけれど、図書館サービスの原点であり、経験のある正規専門職員を配置してほしいところである。

過日、全国紙の読者欄に、市内で農業を営む66歳の男性が、「活字には人間性を豊かにする力がある。童話を読んだり、その朗読を聞いたりすることで想像力、思いやり、倫理観が育まれるはずだ。情操面から、少年非行の防止に役立つのではなかろうか。」と投稿されていた。本に接する機会を多く作ることの大切さ、図書館への期待の深まりは、あらゆる所で発露して、行政サービスの質が問われているのではないだろうか。

2. 市民のための図書館像

市民の多くが持っていた「図書館は読書施設である。」というイメージを超えた、市民のための図書館像、つまり、目指すべき守山市立図書館のあり方をまとめた。

(1) 豊かな暮らしに役立つ図書館

激しい社会の変化の中にあつて、生活をより豊かにするための新たな知識を身につけることが必須の時代である。市民一人ひとりが、豊かで生き生きとした暮らしを実現して行くためには、生涯にわたっての自己学習が必要であり、大量の情報の中から必要な知識を選び、生かして行くときに、図書館の働きは大きい。市民の資料要求に徹底して応えることで、すべての市民の豊かな暮らしに役に立つ図書館。

(2) みんなの居場所としての図書館

20世紀の反省に立ち、21世紀は循環型社会や共生社会を目指した取り組みが進められ、生活の質や心の豊かさが大切にされるようになった。人と人の出会いの場を提供し、温かさや安らぎ、そしてやさしさを大切にする図書館。

(3) 市民が主役のまちづくりに生かせる図書館

地方分権の時代を支えるのは、自立した市民である。住み良い暮らしやすいまちづくりは、自立した市民の知恵と想像力に負うところが大きい。考える力と想像力を育てる源である読書に親しめる場を提供し、すべての市民におなじサービスが受けられるよう努め、中でも次代を担う子どもたちへのサービスを重視する図書館。

(4) 市民と共に育ち、市民が育てる図書館

市民のための図書館サービスを充実し更に発展させるために、専門職としての自覚を持った司書が育つことが大切である。また、自己学習と経験の積み重ねが市民に役に立つ喜びを実感できるように、職場としての安定が欠かせない。司書が生き生きと働ける図書館。

*市民の声

(前頁の項目にほぼ準じて)

(1) 豊かな暮らしに役立つ図書館

*) 地域のあるべき姿を求める地域研究において、伝統文化を大切にした上で、新たなものを創造しようとする地域おこしが考えられています。守山においてその役割を担っている施設・創造の拠点として、図書館を認識したい。

*) 「近江妙蓮平成の献上」のビデオ撮影をするため図書館とインターネットの検索により金閣寺閣内の足利義満公坐像の位置が分り、撮影ポジションを決めることができた。一方、図書館蔵書「古寺巡礼 京都20 金閣寺・銀閣寺」により金閣寺の建築物の詳細を知ることができた。また中川原正美著「近江妙蓮」により近江妙蓮の植物としての知識と歴史を知ることができた。心豊かな暮らしと、守山に持つ愛着とを共に感じる。

(2) みんなの居場所としての図書館

*) 66歳で短期海外留学をし、ヴァンクーバー大学の図書館で司書のレファレンスに助けられた経験がある。外国語の勉強の結果、日本語の大切さがわかった。守山市立図書館でも、レファレンスのお世話になりながら、もう一頑張りしたい。

高齢化社会のめざすべき姿のひとつではないだろうか。

*) ロンドン滞在中、日本語の本が欲しくて近くの図書館に頼んだら、本館経由で、大使館から日本人会事務所を紹介され、入手することができた。館長は「資料のほしい人がいたら、最大限の努力を払う」と言ってくれた。

守山市 外国籍住民数 585人 (平成17年)

3) 市民が主役のまちづくりに生かせる図書館

*) 私たちの読書会は30余年、読書会活動を続けてきた。すべて図書館の協力のお陰である。図書館の一室を拠点に、文学散歩、文学講座などを読連協・図書館と共に開催して現在に至っている。講座では、一般市民にも広く呼びかけて、多数の参加を得ている。図書館は市民の協力を得て、市民の生活向上のために、まちづくりと一体になった施設として機能してほしい。

*) 地域環境で今一番大切なのは、子どもが安心して心豊かに育つこと。さらに、守山の風土・歴史を体感できること。人の温もりと文化を兼ね備えた守山を築く上で、図書館は重要な役目を担っている。

*) 子どもの本に関わって、語りや読み聞かせに29年ボランティアを続けてきた。既に、父親・母親になったり、教職や保育士・司書になったおはなし会育ちの市民が大勢市内に住んでいることを実感する。また、ボランティアをすることで、仲間ができ、人生を楽しむこともできる。

図書館のバックアップあつての毎日だと思っている。

(4) 市民と共に育ち、市民が育てる図書館

*) 司書に資料探しのレファレンスを受ける。守秘義務のある行政職員を信頼している。

*) 仕事で絵を探していて、司書に頼んだら、雑誌の小さな写真まで探し出して、多数揃えてくれた。脱帽！

*) 市民に知的空間と安らぎの場を与えてくれる司書の姿を見ている。

*) 図書館主催の講座や催し物はもとより、図書館の支援で開催されている自主講座・同好会・展示会等は、地域の教養・文化の向上や人と人との交流に役立っている、と痛感している。

*) カウンター前の柱に、『らくごっておもしろい！』の掲示があり、その周辺に20冊程の落語に関する本が展示されていた。職員の知恵と工夫を感じ、次の企画を楽しみにしている。

3. 図書館への指定管理者制度の導入についての考察

歴史を刻んできた守山市立図書館が、指定管理者制度導入の対象とされていることで、図書館協議会でも看過できないと、多数の意見が出された。問題点を整理しておきたい。

1) 図書館職員のこと 市民は多種多様の資料を要求する。知識を持った司書が対応して、蔵書の中にあるか判断し、なければ県立図書館や近隣の図書館に即手配してもらわなければならない。短期間の勤務で会得できるものではない。またマニュアル化できるものでもない。入れ替わりが激しければ、有能な司書は育たない。市民へのサービスは確実に低下する。

2) 市民との連携 現在築かれている市民との連携が指定管理者に引き継がれるとは思われない。3年の契約がなされるとすれば、慣れた頃に管理者が交代する可能性もあるから、ボランティアなど市民との協力・連携は望めない。行政との連携も同様なのではないか。

3) 信頼関係 貸し出された本についても、求めた資料についても、市民は図書館員が守秘義務を持ってくれているので、安心して利用している。指定管理者の雇用体制によって人件費があまりに低く抑えられれば、不測の事態も起こり得るのではないだろうか。また、管理者が交代すれば、情報の流失は限りなく不透明になる。

4) 図書館運営の安定性 指定管理者を希望する業者は、元来利益を生まない図書館に、何を期待するのか。守山市の支払う運営費で、利潤を上げるとすれば、その企業の安定性・継続性はなにをもって測れるのだろうか。また、「丸投げ」はこれまでの文化の蓄積が無に帰してまことにもったいない。

5) 図書館運営の責任を持つのは守山市、又は、指定管理者 指定管理者は市議会直接報告する義務はないので、責任が間接的になる。また管理者にとっては、図書館の利用者より、受注先(市役所)が大切になる可能性がある。図書館協議会の設置義務もなくなるので、市民の声を聞く体制が消えてしまう。

6) 直営に戻すことは難しい 一度低下したサービスや職員の能力を再び引き上げるには、きっと長い時間が必要になる。市民の信頼も同じである

以上6項目をもって、図書館協議会は守山市に対し、図書館を、指定管理者制度導入の対象から外されるよう、強く要望したい。

おわりに

指定管理者制度は公立図書館に大きな方針転換を迫っている。

守山市が、図書館も論外でないことを示されたとき、そこまで財政が厳しいものかと暗然としたが、図書館の場合は、単なる運営形態の変更に止まらず、目的・理念・品格・市民感情に多大な影響を与えるものである。向後市民にどのようなサービスを提供するのか、守山市の見識も問われる制度でもある。

私たち協議会員は、これまでの図書館運営にご尽力下さった行政のすべてに感謝しつつ、また利用者市民の支えにも感謝して、これからの図書館のあり方について検討を重ね、言葉を尽くせないなりに結論を出すことが出来た。この意見書が、今後の図書館運営に些かでもお役に立てば幸いである。

